羽村富士見サッカークラブ規約

2018年版

第１章　名称及び事務所

第１条　本クラブは「羽村富士見サッカークラブ」と称する。

第２条　本クラブの事務所は、部長宅に置く。

第２章　目　　的

第３条　本クラブは、サッカーを通じて明るい伸び伸びした青少年の健全育成を図り、サッカーの技術の習得及び向上を目指すと共に進んで普及に努め、協力・共育の心を養う。

第４条　第３条の目的に反する宗教的、営利的、政治的活動は一切行わないものとする。

第３章　事　　業

第５条　本クラブ第３条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）早朝練習及び必要に応じての放課後並びに、土・日曜日の練習

（２）他のチームとの練習、親善試合及び遠征試合の実施と参加

（３）各種大会への積極的な参加

（４）合宿訓練の実施

（５）公共団体及び地域自治会等が行う育成事業に対する協力

（６）クラブの強化発展に役立つ行事や部員の親睦及びチームワークに必要と思われる行事には、積極的に取り組むものとする。

第４章　部　　員

第６条　部員は、クラブの目的と事業に賛同する小学生以上で組織する。

第７条　本クラブに、学年または技術に応じてチームを編成できるものとする。

第８条　部員は、前条によって編成されたチームからキャプテンとサブキャプテンを選出し、監督の承認を得るものとする。

第９条　部員は、部費を納入後スポーツ傷害保険に加入し、必要に応じて他の保険に加入できる。

第10条　部員が傷害事故を受け又は、起こした場合にクラブと契約している保険会社の補償内容とし、クラブでは補償しない。

第11条　部員の移動に自動車を利用し、交通事故を受けたときは自動車保険の補償範囲とし、自動車の所有者と運転者及びクラブでは補償しない。

第５章　入部及び退部

第12条　本クラブの入部は、随時とするが父母又は保護者の理解と同意を必要とし、クラブの指定した用紙に必要事項を記入し、手続きをする。

第13条　前条で入部した部員の父母並びに保護者は、自動的にクラブの後援会会員（以下「会員」という）となる。

第14条　入部を認められた部員は速やかに入会金及び部費を納入し、各事業に参加できる。

第15条　本クラブの退部は随時とするが、書面を持って部長に届け出たときから退部とする。

第16条　部員又は会員が、クラブの目的及び事業に反した行動並びに対面を汚した時は、運営委員会により退部させることができる。

第６章　役員と組織

第17条　本クラブには、部長１名・副部長若干名を置く。

２　部長はクラブを代表し、クラブすべての運営を総括する。

３　副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はその任務を代行する。

第18条　本クラブの運営は、運営委員会が行う。

第19条　運営委員会は、事務局、指導部、後援会役員で構成する。

２　事務局には、書記・会計をそれぞれ若干名置き、クラブ並びに後援会に関する事務処理・広報・会計等の運営に関する事務処理を円滑に推進する。

３　指導部には、監督１名・コーチは必要に応じた人数を置き、サッカー技術を部員に習得させ向上させる。

４　後援会役員は、別に定められた会則によって選出された会員で構成する。

第20条　事務局及び指導部役員は、互選もしくは推薦とし総会の承認を得るものとする。

第21条　役員の任期は一年とし、再任は妨げない。但し、欠員により就任した役員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

第７章　会議と議決

第22条　会議は、総会・臨時総会及び運営委員会とする。

２　総会は、毎年１回部長が召集し事業活動・会計報告及び役員の改選その他クラブ運営の重要議案を審議決定する。

３　臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時又は、会員の３分の１以上の要請があった時、部長が召集し開催する。

４　運営委員会は、クラブの執行機関で具体的な運営方針を決定する。
部長が必要に応じて召集し開催する。

第23条　議決は、出席者の過半数を持って決定する。但し、可否同数の時は議長がこれを決定する。

第８章　会　　計

第24条　本クラブの経費は、部費、助成金、入会金、寄付金等を持ってこれに充てる。

第25条　部費は2年生以上月額2,500円、1年生月額2,000円、キッズ1,000円、入会金は2,000円とし、原則として第１回目の練習日までに納入する。

第26条　退部の場合は、既に納入された部費について特別の事情がない限り返却しない。
第27条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終了する。
第28条　本クラブに会計監査を置く、監査委員は１名とする。

第９章　細　　則

第29条　本クラブの活動に貢献した者、及び優秀な部員として運営委員会が認めた者を賞することができる。
第30条　本規約改正及び定められていない事項については、運営委員会全員の賛成を必要とする。
第31条　羽村富士見サッカークラブ後援会々則は、別に定める。

付則

この規約は、1985年９月１日から施行する。
◎1987年３月19日　第４章　第11条加入、　　第８章　第25条改正
◎1992年３月22日　第６章　第17条改正
◎1997年３月29日　第８章　第25条改正　1,000円→1,500円
1,500円→2,000円
◎2017年３月25日　第８章　第25条改正　1年生以上月額2,000円、キッズ1,000円
◎2018年3月25日　第８章　第25条改正　２年生以上月額2,500円

羽村富士見サッカークラブ後援会会則

第１章　名称及び事務所

第１条　本会は、「羽村富士見サッカークラブ後援会」（以下「後援会」と言う）と称し、事務所をその年度の会長宅に置く。

第２章　目　　的

第２条　本会は、「羽村富士見サッカークラブ」（以下「クラブ」と言う）の運営と活動に対し、援助、協力することを目的とする。

第３章　会　　員

第３条　会員は、クラブ部員の父母、保護者及びＯＢ又はクラブ規約の目的と事業に賛同する者を持って組織する。

第４条　後援会入会希望者は、住所、氏名、電話番号等必要事項を書面で会長に申し出る。

第４章　役員とその任務

第５条　本会には、会長１名、副会長１名を置く。

（２）会長は後援会を代表し、会を総括する。

（３）副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にその任務を代行する。

第６条　マネジャーは、各学年又はチームに各２名以上選出する。

（２）マネジャーの任務は、クラブと後援会の連絡事項並びに部員と会員相互の調整が円滑に行くようパイプ役を果たす者とする。

第７条　部員の指導補助員を必要に応じて選出し、指導部を援助する。

（２）指導補助員は、監督並びにコーチの指示により活動する。

第８条　役員は互選もしくは推薦とし、総会の承認を得るものとする。

第９条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。但し、欠員又は年度の途中でその任務についた者は、残任期間とする。

第５章　細　　則

第10条　後援会費は徴収しない。但し、寄付金等は会長が代表して受領できるものとする。

第11条　会議及び議決並びに決定等はクラブ規約の「会議と議決」に準じる。